

白根自治協議会規約(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、白根自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を白根地区交流館内に置く。

(区域)

第3条 協議会の区域は、梁川町白根地区（以下「区域」という。）とする。

(目的)

第4条 協議会は、良好な地域社会の形成と維持のため、民主的な運営の下に、次に掲げる地域的な共同活動を行うことを目的とする。

- (1) 自治、福祉、教育、文化、産業等地域の振興とコミュニティの醸成に関すること。
- (2) 区域内公衆用道路、用排水路等の整備、維持・管理及び生活環境の保全に関すること。
- (3) 地域防災、防火、防犯、交通安全等に関すること。
- (4) 市、市議会等行政機関との連絡調整、陳情、請願に関すること。
- (5) 各種団体との連携及び相互援助に関すること。
- (6) 交流館の管理運営に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要な活動

第2章 会員及び組織

(会員の資格)

第5条 協議会の会員は、区域に住所を有するすべての個人になることができる。

2 協議会は、その者の加入によって、その目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められ、その者の加入を拒否することが社会通念上妥当であると認められる場合等の正当な理由なくして、区域に住所を有する個人の加入を拒むことはできない。

3 協議会は、区域に事業所若しくは事務所を置く組合若しくは法人等の団体又は住所は有しないが不動産を所有する個人若しくは法人を賛助会員にすることができる。

(会費等)

第6条 会員及び賛助会員は、会費を納入しなければならない。

2 会員及び賛助会員は、共同作業等の義務を負う。

3 会費の種類、金額及び徴収方法並びに共同作業等は、総会の議決を経て別に定める。

(組織運営)

第7条 協議会は、次に掲げる者をもって構成し、その運営に当る。

- (1) 地区住民の代表者（町内会長） 12人

(2) 別表第1に定める各種団体等の長 14人

(3) 有識者その他会長が必要と認める者 若干名

2 協議会の意思決定機関として総会、役員会、運営委員会を、実行機関として部会を置く。

第3章 役員

(役員を選任)

第8条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 3人

(3) 理事(町内会長) 12人

(4) 監事 2人

(5) 庶務・会計 3人

(6) 交流館長 1人(副会長兼任)

(7) 副交流館長 1人

2 役員は、前条第1項に定める構成員の中から総会において選任する。ただし、会長及び庶務・会計並びに交流館長及び副交流館長は、構成員以外から選任できるものとする。

3 副会長には、交流館長、町内会長会の長及び豊かな白根の里づくり推進協議会長を充てる。

4 会長は、総会の承認を得て別表第2に定める顧問を置くことができる。

(役員の仕事及び権限)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長が会務を代行する。

3 理事(町内会長)は、会長の命により会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 会務の執行状況を監査すること。

(3) 財産の状況及び会務の執行について総会に報告すること。

(4) 財産の状況又は会務の執行について不正の事実を発見したとき、総会を招集し、報告すること。

5 庶務・会計は、会の事務及び会計を担当する。

6 交流館長は、交流館施設の維持管理及び社会教育・生涯学習事業を担当する。

7 副交流館長は、交流館長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代行する。

(役員任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員の役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは

その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第11条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席者の2分の1以上の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められる場合
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった場合
(報酬等)

第12条 報酬を支給する役員等及び報酬の額は、別表第3に定めるとおりとする。

- 2 役員が会務の執行に要する費用は、弁償するものとする。
- 3 前項に関し必要な事項は、予算書に定めるほか、会長が別に定める。

第4章 会議

(会議)

第13条 協議会の会議は、総会並びに役員会及び運営委員会とし、総会は、定期総会と臨時総会とする。

2 総会は、役員並びに第7条第1項に定める者をもって構成する。

3 役員会は、会長、副会長、理事(町内会長)及び事務局(庶務・会計)をもって構成する。

4 運営委員会は、会長、副会長、各種団体等の長及び事務局(庶務・会計、副交流館長)をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他協議会の運営に関する重要な事項
- 2 役員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 役員会として総会に付議する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 運営委員会は、地区交流館の管理運営に関する事項を審議する。

(開催)

第15条 通常総会は、毎事業年度終了後に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認める場合
- (2) 第7条第1項に定める構成員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により請求があった場合
- (3) 監事が第9条第4項第4号の規定に基づいて招集する場合

3 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認める場合

(2) 役員の2分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があった場合

(3) 監事から開催の請求があった場合

4 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) 委員の2分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があった場合

(3) 監事から開催の請求があった場合

(招集)

第16条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、第7条第1項に定める構成員に対し、開会の日の5日前までに、その日時、場所及び目的たる事項を書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、総会に出席した者の中から選任する。

2 役員会及び運営委員会の議長は、会長がその任に当たる。

(定足数)

第18条 会議の定足数は、総会については構成員の過半数以上、役員会及び運営委員会については構成員の3分の2以上とする。

(議決)

第19条 会議の議決は、この規約で別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 出席者の表決権は平等とし、不当な取扱いをすることはできない。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない事由により総会に出席することができない者は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会を閉会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 構成員の現在数及び出席数

(3) 審議・議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席者の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(部会)

第22条 第7条第2項に定める実行機関の部会として、次に掲げる部会を置く。

(1) 生涯学習部会

(2) 生活環境部会

(3) 地域安全部会

(4) 健康福祉部会

(5) 教養文化部会

(6) 地域振興部会

2 各部会の構成は、別表第4に定める。

3 各部会の事業は、第4条に掲げる目的に沿ったものとし、当分の間、構成員である各種団体等が計画、執行する事業を主とする。

4 部会構成員である各種団体等は、事業内容によっては部会の枠にとらわれず相互協力を行うものとする。

5 その他部会の運営については、会長が別に定める。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第23条 自治会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 「別表第5」記載の財産及び別紙財産目録記載のその他財産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 第1号の資産から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第24条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の審議を経て別に定める。

(経費の支弁)

第25条 協議会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第26条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第27条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

2 会計年度開始前に、事業計画及び収支予算の総会における承認が得られないときは、役員会の承認を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

3 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

4 協議会の予算は、一般会計及び特別会計とし、特別会計を設置又は廃止するとき、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第28条 協議会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない。

第6章 規約の改正及び解散

(規約の改正)

第29条 この規約は、総会において構成員総数の4分の3以上の同意を得なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第30条 協議会は、総会において構成員総数の4分の3以上の同意を得なければ、解散することができない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体又は会長が総会の議決を経て別に定める者に帰属する。

第7章 雑則

第31条 この規約の施行について必要な事項は、この規約に定めるものを除き、会長が総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年6月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 白根自治会規約（平成15年7月18日制定）は、廃止する。

別表第1（第7条第1項第2号関係）

協議会の構成員とする各種団体等の長

役 職 名	備 考
白根財産区管理会長	
白根地区社会福祉協議会長	
消防団第4分団長	
交通安全協会白根分会長	
白根婦人会長	
白根長生会長	
白根体育協会長	
防犯協会白根支部長	
白根地区青少年育成推進協議会長	
白根小学校PTA会長	
梁川中学校PTA白根地区委員長	
白根地区自主防災会長	
豊かな白根の里づくり推進 協議会長	
白根地区健幸都市推進協議会長	

別表第2（第8条第4項関係）

協議会の顧問とすることができる者

役 職 名	備 考
伊達市議会議員	
伊達市農業委員会委員	
前白根自治会長	

別表第3（第12条第1項関係）

報酬を支給する役員等及び報酬金額

役 員 名	報 酬 金 額（年額）
会 長	100,000円
副 会 長	50,000円
理 事	20,000円
監 事	5,000円
庶務・会計	50,000円
交 流 館 長	150,000円
副 交 流 館 長	120,000円

※兼任者の報酬は、報酬金額が高い方の役職報酬を適用する。

別表第4（第22条第2項関係）

各部会の構成

部 会 名	構 成 団 体 等
生涯学習部会	交流館（館長、副館長） （連携）関係団体等
生活環境部会	町内会長会 財産区管理会
地域安全部会	自主防災会 消防団 交通安全協会 防犯協会
健康福祉部会	社会福祉協議会 婦人会 長生会
教養文化部会	青少年育成推進協議会 体育協会 白根小学校PTA 梁川中学校PTA白根地区
地域振興部会	豊かな白根の里づくり推進協議会 白根地区健幸都市推進協議会